

令和5年度高浜町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付)のご案内

本給付金は、住民税均等割のみが課税されている世帯および給付要件に該当する子育て世帯に対し高浜町から給付金を支給するものです。

	住民税均等割のみ課税世帯給付金	子育て世帯加算給付
支給対象	令和5年12月1日(基準日)時点で高浜町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯 「住民税均等割のみが課税の方」だけで構成される世帯 又は、 「住民税均等割のみが課税の方」と「住民税均等割非課税の方」で構成される世帯	①住民税均等割非課税世帯 価格高騰重点支援給付金(7万円)を受給された世帯 又は、 ②住民税均等割のみ課税世帯 住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)対象者
支給額	1世帯あたり10万円	児童1人あたり5万円 (対象：平成17年4月2日生まれ以降の児童)
支給時期	「確認書」受理後、概ね3週間後が目安です。	対象児童が世帯の中におられる場合、 ①「支給のお知らせ案内」を送付します。受給拒否がない限り、記載の予定日に支給します。 ②「住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給要件確認書」を受理後、概ね3週間後が目安です。

右記の方は申請が必要です

- ・基準日以降に転入した方がおられる世帯
- ・未申告の方がおられる世帯
- ・令和5年12月2日以降に出生した児童が属する世帯など

対象になると思われる世帯で、高浜町から通知が届かない場合は、下記窓口までお問い合わせください。

確認書申請書提出期限：令和6年5月31日(金)【消印有効】



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



ご自宅や職場などに高浜町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話や郵便があった場合は、高浜町や最寄りの警察署にご連絡ください。

提出先・お問い合わせ窓口

高浜町保健福祉課 福祉グループ

電話 72-5887 (受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日を除く)

〒919-2201 大飯郡高浜町和田117-68 高浜町保健福祉センター内